

国見町手話言語条例をここに公布する。

令和7年9月5日

国見町長

村上利通

国見町条例第35号

国見町手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関して基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、ともに支え合う地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話の理解及び普及は、手話が言語であるとの認識の下に実施するものとし、手話を必要とする人が手話により意思疎通を図る権利を有し、その権利を尊重することを基本とする。

(町の責務)

第3条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の理解及び普及を図り、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、基本理念に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 町は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話の理解及び普及に関すること。
- (2) 手話による情報発信及び情報取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(手話を学ぶ機会の確保)

第7条 町は、ろう者及びろう者に関わるものと協力して、町民が手話を学ぶ機会の

確保等に努めるものとする。

（財政上の措置）

第8条 町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。